

20歳になったら...

# 国民年金

日本国内に住所のある20歳から60歳までの方は、国民年金に加入しなければならぬことをご存じですか。

例えば、会社や役所に勤めている方で厚生年金や共済年金に加入している方も、同時に国民年金に加入しています。また、サラリーマンの奥さんなどで勤めていない方も加入しなければなりませんし、学生の皆さんも加入することになっています。

## 被保険者は3種類

### 第1号被保険者

- 20歳以上の学生
- 20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、フリーターなど

### 第2号被保険者

- サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)

### 第3号被保険者

- 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

## 加入の手続き

20歳になる日の属する月の初旬に中村年金事務所から勧奨用の書類が送付されてきますので、保険料の納付を忘れずをお願いします。

## 保険料

### 第1号被保険者

• 日本年金機構が発行する納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納める方法と、預金口座から自動的に納付できる口座振替の方法があります。

### 平成23年度の保険料の額

- 定額保険料(加入者一律) 月額15020円
- 付加保険料(希望者) 月額400円

## 保険料の免除

### (納付猶予)制度

第1号被保険者で、低所得、長期療養、災害などの理由でどうしても保険料を納められない場合は、早めに役場住民課でご相談ください。保険料の納付が免除(納付猶予)される制度があります。

## 学生納付特例制度

親の負担が過大過ぎないよう、学生さん本人の前年所得金額が118万円以下であるときは、保険料納付を猶予される制度があります。

## 若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の20歳代)の方が将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

- 猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

- 猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生しても、障害基礎年金や遺族年金を受け取ることができます。

ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

## 一人に一手帳

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は一生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

なお、厚生年金や共済年金に加入するときは、就職先の事業主に提出してください。

また、会社を退職した場合は、役場住民課で「第2号被保険者」から「第1号被保険者」へ変更する手続きをしてください。

## 問合せ先

中村年金事務所  
☎(451)3485  
役場住民課内線121